

三珠町・市川大門町・六郷町



# はばたき

10月1日 市川三郷町 誕生



2005年 VOL. 9  
平成17年9月30日発行

新町の通常業務は  
10月3日(月)から



発行：三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局  
〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785 市川大門町民会館3階  
Tel 055-278-8077 / Fax 055-272-6505 / E-mail nishi-8@amber.plala.or.jp  
URL <http://www.town.ichikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

## 第12回法定協議会(最終会)を開催



▲第12回合併協議会(9/16 市川大門町役場)

第12回合併協議会が9月16日、市川大門町役場で開催されました。

協議会では、市川三郷町職務執行者の報告や合併協議会の廃止などの協議が行なわれ、1年6ヶ月に及ぶ合併協議を締めくくりました。

昨年7月1日、法定協議会として設置され、各種協議を重ねてきましたが、今回で多岐にわたる合併関連の事項について、すべての協議を終了したことになります。また、合併協議会は、合併日の前日(9月30日)をもって解散することになります。

### 報告第25号

#### 市川三郷町長職務執行者について

平成17年10月1日から、市川三郷町長が決定するまでの間、町長の職務執行者には、地方自治法施行令第1条の2第1項の規定に基づき関係町長で協議した結果、三珠町長の水上末雄氏が就任することになりました。



平成17年10月1日から、西八代郡三珠町、同郡市川大門町及び同郡六郷町を廃し、その区域をもって西八代郡市川三郷町を設置することに伴う市川三郷町長職務執行者について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第1条の2第1項の規定に基づき、関係町長で協議のうえ、次のとおり定める。

市川三郷町長職務執行者 水上末雄

#### 地方自治法施行令第1条の2 (抜粋・要約)

普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

〔市川三郷町長は公職選挙法第33条第3項の規定により50日以内に設置選挙を行なうこととされています。〕

#### 公職選挙法第33条の2 (抜粋・要約)

地方公共団体の設置による長の選挙は、地方自治法第6条の2第4項又は第7条第7項の告示による当該地方公共団体の設置の日から50日以内に行う。

### 報告第26号

#### 行政組織の名称変更について

変更前 : 総務課 防災係

変更後 : 総務課 防災防犯係

地域住民の安全確保のため、防犯対策については、警察との連携を強化し、自治体も積極的に取り組むことが求められています。このため、「防災係」を「防災防犯係」に変更したものです。

## 報告第27号 町の廃置分合に関する 総務省告示について

総務大臣による合併の告示がされました。  
8月24日付け官報第4163号に次のとおり掲載されました。

この告示により、合併にかかる法的手続きが全て終了したことになります。

○総務省告示第九百八十一号

### 町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、西八代郡三珠町、同郡市川大門町及び同郡六郷町を廃し、その区域をもって同郡市川三郷町を設置する旨、山梨県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理  
国務大臣 細田博之

■税金・使用料等の各種納付等  
市川三郷町指定金融機関及び収納代理金融機関をご利用ください。

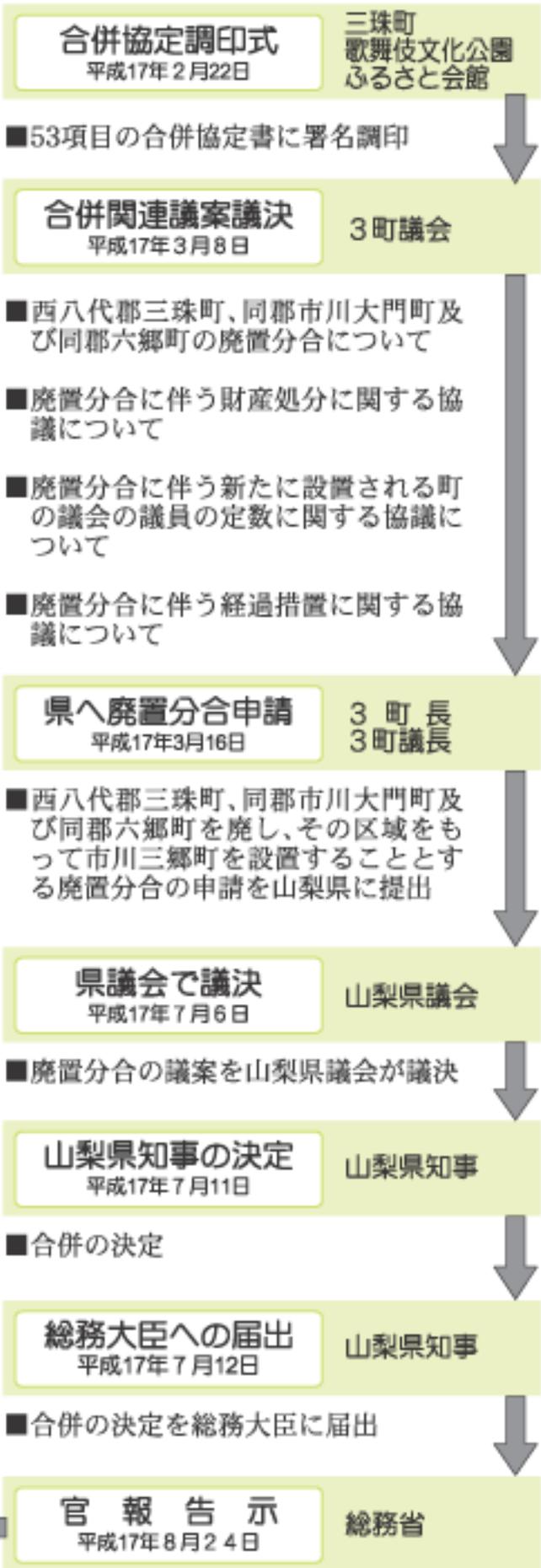
- ・指定金融機関  
西八代郡農業協同組合
- ・収納代理金融機関  
株式会社 山梨中央銀行  
山梨県民信用組合  
山梨信用金庫

「市川三郷町」 誕生



平成17年10月1日

## 廃置分合に係る経過



## 10月から葬儀時の「香典」を廃止し、 「弔電」に切り替えることとなりました。

三珠町・六郷町で、町民の皆様にご不幸があった場合、「香典」を贈らせていただいていたが、9月末日で廃止し、10月1日から「弔電（お悔やみの電報）」に切り替えさせていただくことになりました。

10月1日から市川三郷町となりますが、これまで、合併協議では新町に移行するにあたり様々な分野で協議・調整を図ってまいりました。

葬儀時の対応もその一つで、現行では、三珠町「香典」、市川大門町「弔電」、六郷町「香典」での対応でありましたが、協議・調整の結果、前記のとりの対応とすることに決定されました。

近年、地方公共団体を取り巻く情勢は、長引く景気の低迷や国の税財政改革等により基幹的収入であります税収入の低迷、地方交付税、臨時財政対策債、国庫補助金等の大幅な減少により、年々厳しさを増してきております。

行政サイドといたしましても、新町移行後も引き続き行財政改革を推進し、経費の節減に努めてまいりますので、町民の皆様にはご理解をいただきたくお願い申し上げます。

## 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会の廃止について —承認されました—

「平成17年10月1日から三珠町、市川大門町及び六郷町の区域をもって『市川三郷町』を設置することとなったため、三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会は、その役割を終了することから3町の議決を経て、平成17年9月30日をもって廃止するものとする。」ことが承認されました。3町の議決を経て山梨県知事に届け出て、合併協議の全ての手続きを終えることとなります。

### ■地方自治法(抜粋・要約)

(協議会の組織の変更及び廃止)

#### 第252条の6

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(協議会の設置)

#### 第252条の2

普通地方公共団体は、事務の一部を共同管理及び執行、若しくは連絡調整を図り、又は総合的な計画を共同作成するため、協議により規約を定め、協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、総務大臣、又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 合併協議会廃止の手続き

合併協議会で廃止の承認

3町議会で議決

告示

山梨県  
知事への届出

# 「暮らしのガイドブック」を発行

市川三郷町の誕生にあわせ、住民の皆様方に少しでも、ご不便をかけないように、新町の役場の組織図や、各種手続き・窓口対応についてまとめた冊子を発行しました。主な掲載内容を紹介します。

## 住所表示

- ・字の区域は現行のとおりです。
- ・旧三珠町及び旧六郷町の大字の名称は、現行のとおりです。
- ・旧市川大門町の大字的名称は、山家を「山保」に変更し、大字のない地区は「市川大門」を新設します。その他は現行のとおりです。

※新しい住所の表記は、山梨県西八代郡…。

※郵便番号は現行のとおりです。

市川三郷町上野〇〇番地	上野（うえの）
市川三郷町大塚〇〇番地	大塚（おおつか）
市川三郷町下芦川〇〇番地	下芦川（しもあしがわ）
市川三郷町三帳〇〇番地	三帳（さんちょう）
市川三郷町高萩〇〇番地	高萩（たかはぎ）
市川三郷町埜〇〇番地	埜（ぬた）
市川三郷町中山〇〇番地	中山（なかやま）
市川三郷町畑熊〇〇番地	畑熊（はたくま）
市川三郷町市川大門〇〇番地	市川大門（いちかわだいもん）
市川三郷町高田〇〇番地	高田（たかた）
市川三郷町印沢〇〇番地	印沢（いんざわ）
市川三郷町山保〇〇番地	山保（やまほ）
市川三郷町黒沢〇〇番地	黒沢（くろさわ）
市川三郷町下大鳥居〇〇番地	下大鳥居（しもおおどりい）
市川三郷町八之尻〇〇番地	八之尻（はちのしり）
市川三郷町岩間〇〇番地	岩間（いわま）
市川三郷町落居〇〇番地	落居（おちい）
市川三郷町楠甫〇〇番地	楠甫（くすほ）
市川三郷町宮原〇〇番地	宮原（みやばら）
市川三郷町葛籠沢〇〇番地	葛籠沢（つづらさわ）
市川三郷町鴨狩津向〇〇番地	鴨狩津向（かもがりつむぎ）
市川三郷町五八〇〇番地	五八（ごはち）
市川三郷町岩下〇〇番地	岩下（いわした）
市川三郷町寺所〇〇番地	寺所（てらどこ）

## 住所表示が変わることによる手続き

次に掲げる住所変更の手続きは、通常の場合において特別な手続きは必要ありませんが、別途手続きが必要となることもあります。

### 【市川三郷町役場関係のもの】

項 目	住所変更の手続きなど
住 民 票 ・ 戸 籍	住所変更の手続きは必要ありません。新町において職権で変更します。
印 鑑 登 録 証 ( カ ー ド )	既に登録されている方は、来庁の際に新しいカードに変更します。
外 国 人 登 録 証 明 書	住所変更の手続きは必要ありません。なお、来庁の機会等にお申し出いただければ修正します。
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 老人保健医療受給者証 老人医療費受給者証 介護保険被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。10月から新しい被保険者証及び受給者証となります。
国民年金(加入者) 身体障害者手帳 重度心身障害者医療費助成受給者証 保育所、学校など 乳幼児医療受給者証 ひとり親家庭医療費受給者証	住所変更の手続きは必要ありません。
原 動 機 付 自 転 車 等	住所変更の手続きは必要ありません。現在のナンバーがそのまま使用できます。

### 【運転免許証など】

項 目	住所変更の手続きなど
運転免許証 質屋営業許可証 古物営業許可証 風俗営業許可証 銃刀砲類所持許可証	住所は、免許更新時に変更しますので、合併時に住所変更を希望される場合は、申請により関係機関で更新することができます。なお、更新前に希望される場合は、申請により関係機関で更新することができます。
パ ス ポ ー ト ( 旅 券 )	パスポートの最後のページ「所持人記入欄」の住所は、ご自身で訂正できます。なお、他のページに書き込みするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。

## 【健康保険証など】

項 目	住所変更の手続きなど
政府管掌健康保険被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、社会保険事務所で各事業所を通じて、変更手続きを行います。
国民年金（受給者） 厚生年金（受給者）	社会保険業務センターで一括変更処理を行います。
国民年金基金	住所変更の手続きは必要ありません。

## 【金融関係など】

項 目	住所変更の手続きなど
預金通帳、定期預金証書など	住所変更の手続きは必要ありません。なお、当座預金、融資取引などのある方は、住所変更の手続きが必要になる場合があります。
キャッシュカード、クレジットカード、有価証券、保険証書	会社などにより対応が異なりますので、詳細は個別に各会社などに確認してください。

## 【法務局の登記関係など】

項 目	住所変更の手続きなど
不動産登記簿(土地、建物)の所有者などの住所	法律上、市川三郷町に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題はありませぬ。ただし、変更しないと不都合が生じる場合は、申請により変更することができます。申請書は、町役場各庁舎及び役所各庁舎及び登記所(鯉沢支局)に備え付けてあります。
商業登記簿(株式会社、有限会社など)、法人登記簿(組合、病院など)の代表者の住所	
不動産登記簿(土地、建物)の所在地	法務局で市川三郷町に修正します。ただし、全部修正が完了するまでには相当の期間を要します。町内に支店の登記がしてある場合は、本店の管轄する法務局で支店の所在地の変更登記後に、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください。
商業登記簿(株式会社、有限会社など)、法人登記簿(組合、病院など)の本店の所在地及び主たる事務所の所在地	
商業登記簿(株式会社、有限会社など)、法人登記簿(組合、病院など)の代表者の印鑑証明	法務局で市川三郷町に修正します。印鑑カードはそのまま使用できます。ただし、全部修正が完了するまでには、相当の期間を要します。

### ■登記関係お問合せ先

甲府地方法務局登記部門  
甲府地方法務局鯉沢支局

甲府市北口1-2-19  
南巨摩郡鯉沢町2543-4

055-252-7151  
0556-22-0174

## 暮らしのガイドブック発刊について(町民の皆様へ)

いよいよ「市川三郷町」の誕生です。新たな未来に向け記念すべき第一歩を踏み出します。

平成16年4月に三珠町・市川大門町・六郷町の3町による任意合併協議会を設立、同年7月には法定合併協議会に移行し、今日まで町民の皆様、合併協議会委員の皆様から貴重なご意見、格段のご協力を賜りながら、新町へスムーズに移行できるよう3町長をはじめ、全職員が総力を挙げて準備・調整を進めてまいりました。

調整にあたっては、特に住民生活に支障をきたさないよう行政サービスや福祉の維持向上に配慮するとともに、新町将来構想の基本方針であります「やすらぎづくり ～日本一の暮らしやすさをめざして～」を理念として準備作業を進めてまいりました。

庁舎についても、旧市川大門町役場が本庁舎となりますが、旧三珠町役場及び旧六郷町役場は、三珠庁舎・六郷庁舎として、それぞれに支所機能を配置し、相談業務をはじめ、各種住民ニーズに対応できるよう行政サービスの維持向上に努めてまいります。大同出張所についても、同じくこれまでどおりの業務を引き続き行ってまいります。

新町になりまして、町民の皆様には公平かつ遅滞なく行政サービスを受けていただくためにも、全町民が新町の情報を共有する必要があります。

このため、町民の皆様の日常生活に欠かせない行政情報であります新町の業務内容や公共施設の状況などについて主なものをご案内させていただくために「市川三郷町暮らしのガイドブック」を発刊しました。

合併後の町民の皆様と行政を結ぶガイドブックとして、広くご活用いただければ幸いです。

## 3 町の人口と世帯

町名	人口	世帯
三珠町	4,176人	1,340人
市川大門町	10,595人	3,642人
六郷町	3,899人	1,357人
合計	18,670人	6,339人

※人口・世帯は9月1日現在の住民基本台帳による。

### 合併協議会会議録等は、 合併後(10月1日以降)も閲覧できます

合併協議会の会議録と会議に提出された資料や文章等は、10月1日からも閲覧することができます。

閲覧時間は月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。ホームページでもご覧になれます。

————— 合併後(10月1日以降)の問合せ先 —————  
本庁舎内 2階 企画課企画政策係  
055-272-1103

### あ と が き

12回にわたる合併協議が終了しました。委員の皆様・傍聴いただきました皆様には、公私ともにお忙しい中、合併協議会に足をお運びいただき、ありがとうございました。

合併協議の終了とともに、協議会だより「はばたき」も今回で最終号となります。協議内容をできるだけ、正確にお伝えしてきたつもりですが、いたらなかった点をご容赦願います。

さて、新町誕生は、新たな活力・発想のチャンスです。魅力ある新町をともに創造していこうではありませんか。  
事務局